

(公印省略)

総評行第 29 号
令和 3 年 4 月 28 日

厚生労働省 保険局長 殿

総務省 行政評価局長

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の
処分方法について（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、以下のとおり、有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証を自ら破棄することを認めてほしいとの相談がありました。

これを受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和 3 年 3 月 10 日第 120 回）で検討した結果、当局としては、被保険者の負担軽減のため下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴省の措置結果については、令和 3 年 8 月 31 日（火）までにお知らせください。

記

1 相談内容

国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められるため、市区町村の窓口まで行って返却しているが、被保険者証は、受診する病院で確認されるため、有効期限切れのものが悪用されるとは考えられない。

このため、自分で破棄してもよいのではないか。

2 制度概要及び調査結果等

別紙参照

3 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

被保険者の負担を軽減する観点から、厚生労働省に改善を求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- 被保険者証等には有効期限が書かれており、使用するとき医療機関等の窓口でチェックするので、回収しなくても支障はない。
- 既に多くの自治体で、返却を不要として取り扱っている実態を踏まえて見直してほしい。

(2) 当局の意見

厚生労働省は、被保険者の負担軽減のため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと。
- ② ①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること。

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証
及び後期高齢者医療被保険者証の処分方法について
－制度概要及び調査結果等－

1 相談内容

国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められるため、市区町村の窓口まで行って返却しているが、被保険者証は、受診する病院で確認されるため、有効期限切れのものが悪用されるとは考えられない。

このため、自分で破棄してもよいのではないか。

(注) 四国行政評価支局において、本相談を基に、四国地域行政苦情救済推進会議に付議した結果、全国・統一的な課題として検討すべきとの意見があった。

2 制度概要・調査結果等

(1) 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の取扱い（下表参照）。

○ 国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証は、検認又は更新のため、被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく提出しなければならない。

(国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第20条第3項）

○ 国民健康保険高齢受給者証は、有効期限に至ったときは、遅滞なく市町村に返還しなければならない。（国民健康保険法施行規則第7条の4第2項第3号）

○ 省令で定める上記書類（これら3種類をまとめて、以下「被保険者証等」という。）の様式の備考欄等には、有効期限を経過したときは速やかに市町村に提出・返却する旨が記載されている。

表 被保険者証等の返納に関する規定の状況

制度の種別	国民健康保険			後期高齢者医療制度
根拠法令	国民健康保険法施行規則			高齢者の医療の確保に関する法律施行規則
検認又は更新に関する規定	被保険者証	高齢受給者証		被保険者証
	<p>・世帯主は、前項の検認又は更新のため、当該世帯主が住所を有する市町村に被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを当該市町村に提出しなければならない。(規則第7条の2第2項)</p> <p>・第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。(施行規則第7条の2第4項)</p>	<p>・(略)被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、遅滞なく、高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 高齢受給者証の有効期限に至ったとき。 (施行規則第7条の4第2項)</p> <p>・第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、高齢受給者証の検認及び更新について準用する。(施行規則第7条の4第3項)</p>		<p>・被保険者は、第1項の検認又は更新のため、被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。(施行規則第20条第3項)</p> <p>・第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。(施行規則第20条第5項)</p>
様式の備考欄等	被保険者証	被保険者証兼 高齢受給者証	高齢受給者証	被保険者証
	(6)有効期間を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、 速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。 (様式第1号備考)	(6)有効期間を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、 速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。 (様式第1号の2の2備考)	3 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、 直ちにこの証を市町村に返してください。 また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。(様式第1号の4、第1号の5注意事項)	(4)有効期間を経過したときは、被保険者証を使用することはできないため、 速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。 (様式第1号備考)

(注) 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に基づき当局が作成

(2) 調査結果

四国行政評価支局が、有効期限切れとなった被保険者証等の返却・処分方法について、管内の95市町村及び4広域連合を調査したところ、以下の状況がみられた。

- | |
|---|
| <p>① 被保険者自身での破棄を認めている：84市町村(88.4%)、4広域連合(100%)</p> <p>② 返却を求めている：10市町村(10.5%)</p> <p>③ 国民健康保険被保険者証は返却を求めているが、高齢受給者証は被保険者自身での破棄を認めている：1市町村(1.1%)</p> |
|---|

- (注) 1 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証については市町村、後期高齢者医療被保険者証については広域連合への調査結果
- 2 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の返却・処分方法に関する四国行政評価支局の照会に対し、回答内容に応じて以下のとおり整理した。
- ①：「窓口に戻却又は被保険者自身で破棄」又は「被保険者自身で破棄」と回答
- ②：「窓口に戻却」と回答
- ③：国民健康保険被保険者証については「窓口に戻却」、高齢受給者証については「窓口に戻却又は被保険者自身で破棄」と回答

①の市町村及び広域連合では、当該方法を採用している主な理由として、「被保険者の負担軽減や利便性の考慮」、「有効期限が切れており、医療機関での誤使用や悪用のおそれは低い」等としている。

一方、②の市町村では、当該方法を採用している主な理由として、「医療機関での誤使用を防ぐため」、「個人情報流出、悪用を防ぐため」などとしているほか、「国民健康保険法施行規則で規定されている様式において、有効期限を経過したときは、市町村へ提出・返却するよう規定されているため」としている。

ただし、②及び③の市町村においても、有効期限切れの国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証が返却されなかった場合に、被保険者に対して催促するなど厳格な回収は行っていないとしている。

(3) 関係機関の意見

ア 四国厚生支局

有効期限切れとなった被保険者証等を返却しないことによる支障は承知していない。

イ 高松市

有効期限切れとなった被保険者証等を返却してもらわなくても、特段の支障はない。

3 四国地域行政苦情救済推進会議の審議結果（第104回（令和2年2月14日））

- 市町村は、法令の規定があるために、自由な破棄を認めにくいのではないか。
- 規定を改正し、有効期限切れの被保険者証の扱いをはっきりさせるべきではないか。
- ペーパーレス時代に余計な手間がかからないよう、厚生労働省が市町村に助言すればよいのではないか。

4 厚生労働省の見解

有効期限切れとなった被保険者証等を、被保険者自身で破棄しても差し支えないよう省令を改正し、その趣旨を含め、都道府県・市町村等に周知していく方向で検討する。